



「2026 JTSU春闘」を全組合員で作り出そう！

労働三権を正しく理解し、

最大限活用してたたかいを推し進めよう！⑤

私たち労働組合は、労働三権という「日本国憲法第28条で保障された権利」を持っています。その中で、特に団体行動権(争議権)について正しく理解しておかなければなりません！



「団体行動権＝ストライキ」ということで、電車やバスの運行を止めるので、お客さまに迷惑が掛かりませんか？

まずは、ここをしっかりと抑えてください！

団体行動権は、「電車やバスの運行を止める目的で行うものではありません！」会社側は「ストライキは電車やバスの運行が止まることであり、お客さまに迷惑が掛かることなので、社員1人ひとりが考えて行動してください」と、あたかも正当な主張をしますが、**労働三権という「日本国憲法第28条で保障された労働者の権利」**であり、「**ルールに基づいて行使する最後の権利**」です。



団体行動権(ストライキ権)は、労働三権の1つである、団体交渉権における「労使が対等に、そして普段以上に真剣に議論するための大きな力」となります。つまり、「交渉力を高めて、会社側から誠意ある回答を求めていくための非常に大切な権利」です。

私たちの生活にかかわる賃金や、今、職場や現場で起きている要員問題や安全問題、教育問題など「会社だけに任せるだけではなく」安全輸送や安定輸送、そしてお客さまへの信頼につながるさまざまな問題について、現場の声や地域の利用者の声を踏まえ、より働きやすい、そして誰もが気軽に鉄道を利用しやすい環境をつくり出すための最後の手段といえます。

今年の春闘では、ジェイアールバス関東労働組合が労働三権に向き合い「組合員の賃金引上げ及び労働条件向上と家族の幸せを実現するため」そして「労使が対等な立場で交渉力を高めて、誠意ある回答を引き出すため」に、団体行動権の意思を明確にし、JTSU春闘をけん引しました！

ジェイアールバス関東労働組合では、今年も労働三権について真摯に向き合い、全組合員一票投票を行い、高批准にてストライキ権を確立しています！

